

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年3月22日

茨城県監査委員	細谷典幸
同	伊沢勝徳
同	岡野栄治
同	羽生健志

(指摘事項)

監査対象機関名 農林水産部農業経営課	監査実施年月日 平成29年 8月 2日
○監査の結果 農業近代化資金等電算処理業務委託契約において、一部のデータを毎月提出させているが、その必要性を検討し、提出回数の見直しなどコストを削減するよう改善すべきである。また、予定価格の積算においてその根拠が不明確であったことは適切でない。	
○措置状況 当該委託業務にかかる予定価格の積算について、明確な根拠に基づく積算方法を検討するとともに、データの必要性や提出回数、委託事業の費用対効果、委託を終了した際の影響等について検証した。 その結果、融資機関からの融資実施状況等の報告の徹底を図るとともに、職員が各資金のデータ管理を適正に行うことにより、業務に大きな支障を生じることはないと判断されることから、当該業務委託については、今年度をもって終了することとした。	

(注意事項)

監査対象機関名 企画部つくば地域振興課	監査実施年月日 平成29年 8月 4日
○監査の結果 行政財産（建物）貸付料の徴収において、調定が10ヶ月以上遅延していたことは適切でない。	
○措置状況 行政財産の貸付契約等について、担当が一覧表を作成の上、進行管理を行うとともに、作成した一覧表の回覧により複数職員で確認を行うことでチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。	
監査対象機関名 生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課	監査実施年月日 平成29年 8月31日
○監査の結果 収納棚設置工事において、本来工事請負費として支出することが適当であるのに、修繕料で執行していたことは適切でない。 また、当該工事により新たに取得した物品について備品登録の手続等を行っていないことは、茨城県財務規則に違反し適切でない。	

○措置状況

物品調達・物品管理に関し、不明な点や疑義がある事項については、会計管理課にその都度確認するとともに、庶務担当者及び総括補佐、課長が、適時に課内の事務処理の進捗状況等をチェックし、適切に財務会計事務の執行が行われる体制を構築することとする。

また、監査結果を踏まえ、収納棚について、新たに備品管理票に登録し、備品標識を付した。

監査対象機関名 保健福祉部保健予防課	監査実施年月日 平成29年 8月 4日
-----------------------	------------------------

○監査の結果

普通財産（土地及び建物）の貸付料の徴収において、調定が5ヶ月以上遅延していたことは適切でない。

○措置状況

指摘を受けた事項については、普通財産（土地及び建物）の賃貸借契約の締結後、すみやかに調定を行うこととする。

監査対象機関名 企業局県南水道事務所	監査実施年月日 平成29年 6月30日
-----------------------	------------------------

○監査の結果

内部チェック体制の不備及び条例・規則等の認識不足により事務処理の誤りが多く見られたことは適切でない。

(1) 空気弁改修工事の入札において、入札結果登録に執行担当の押印がなく、また落札候補者の競争参加資格を確認した際に必要な確認印等がなかった。

(2) 領収した現金を出納取扱金融機関へ払込みをする際に領収した月を越えて払込みをしていた。

(3) 市町村から還付された臨時職員の住民税について、速やかに本人に還付すべきところ処理が遅延していた。

○措置状況

(1) 手続き後直ちに執行担当の押印、所長の入札参加資格の確認印を得ることとし、再発防止に努める。

(2) 各担当者の毎月の業務スケジュールを記載した一覧表を作成し、職員相互に情報を共有することで、各人の業務処理の実施状況に関係職員全員で確認できる体制をとり、払込み遅延の再発防止に努める。

(3) 資金前渡職員口座通帳の記帳をこまめに実施し、分任出納員及び担当者が預金残額の有無を確認することにより、このような事例の再発防止に努める。